

[事案 2020-76] 契約無効請求

・令和2年11月2日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 2020-75] の兄妹であり、[事案 2020-77] の親である。

<事案の概要>

募集人が保険料の一部を負担することを約束して契約を締結したことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年1月に組立型保険に転換したが、募集人が、転換前契約と本契約の保険料の差額を負担することを約束して契約を締結したので、契約を無効として、自分が負担した既払込保険料の半分を返還してほしい。

<保険会社の主張>

申立人の主張を認め、契約を無効とし、既払込保険料のうち、申立人が負担した保険料の返還に応じる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理の他、契約時の経緯等を確認するため、申立人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より、契約時の状況を考慮した和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。